

2 久慈市山村文化交流センター

区分		単位	金額
舞台			円
設備	音響反射板（サスペンションライト付）	1 式	3,000
	しゃ幕	1 枚	400
	地がすり	1 枚	300
	演台（脇台付）	1 式	400
	スクリーン	1 式	600
	平台	1 枚	100
	めくり台	1 台	100
	司会者台	1 台	200
	指揮者台	1 台	200
	指揮者用譜面台	1 台	100
	演奏者用譜面台	1 台	50
音響 設備	音響拡声装置	1 式	1,000
	カセットテープレコーダー	1 台	400
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	400
	ミニディスクレコーダー	1 台	400
	DVDプレーヤー	1 台	400
	ステージスピーカー	1 台	500
	マイクロホン（ダイナミック）	1 本	200
	マイクロホン（コンデンサ）	1 本	400
	ワイヤレスマイクロホン装置（マイクロホン1本付き）	1 チャンネル	500
	移動式はね返りスピーカー	1 台	300
	音響機器持込料	1 キロワット につき	100
照明 設備	基本照明A（シーリングライト、フロントサイドスポットライト、2列以下のサスペンションライトを使用	1 式	3,000

	した場合)		
	基本照明B（基本照明Aに加えローアホリゾントライト、アッパーホリゾントライト、3列のサスペンションライトを使用した場合)	1式	5,000
	センターフォロースポットライト	1台	1,000
	スポットライト	1台	100
	パーライト	1台	100
	照明機器持込料	1キロワット につき	100
その 他の 設備	ピアノ（ヤマハCFⅢ）	1台	4,000
	ピアノ（ヤマハG2E）	1台	500
	可動式プロジェクター	1台	600
	電気機器持込料	1キロワット につき	100

備考

- 1 使用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで及び13時から22時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から22時までの使用の場合は3回使用したものとす
る。
- 2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は18時から22時までの使用料の額の時間割計算による額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 3 ピアノの使用料は、調律料を含まないものとする。
- 4 機器持込料の単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない端数がある場合は、これを1キロワットに切り上げるものとする。
- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

様式第 1 号 (第 4 条、第12条関係)